

令和8年度
春日部市社会教育委員
参考資料

令和8年6月29日
春日部市教育委員会社会教育部社会教育課

目次

(ページ)

・ 教育基本法（抜粋）	2
・ 社会教育法（抜粋）	3
・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	6
・ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）	6
・ 春日部市社会教育委員条例	7
・ 春日部市社会教育委員会議規則	8
・ 春日部市社会教育委員会議運営要領	9
・ 春日部市社会教育委員会議傍聴取扱要領	11
・ 春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱	13
・ 第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）（抜粋）	16

○ 教育基本法（抜粋）
（平成18年12月22日法律第120号）

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○ 社会教育法（抜粋）

〔昭和24年 6 月10日法律第207号〕

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

（1）社会教育に必要な援助を行うこと。

（2）社会教育委員の委嘱に関すること。

（3）公民館の設置及び管理に関すること。

（4）所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

（5）所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

（6）講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

（7）家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

（8）職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

（9）生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

（10）情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

（11）運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

（12）音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

（13）主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施

設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

(14) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

(15) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

(16) 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

(17) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

(18) 情報の交換及び調査研究に関すること。

(19) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第151条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

（1）社会教育に関する諸計画を立案すること。

- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

〔昭和31年6月30日法律第162号〕

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- （1）教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- （2）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- （3）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- （4）学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- （5）教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- （6）教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- （7）校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- （8）校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- （9）校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- （10）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- （11）学校給食に関する事。
- （12）青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- （13）スポーツに関する事。
- （14）文化財の保護に関する事。
- （15）ユネスコ活動に関する事。
- （16）教育に関する法人に関する事。
- （17）教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- （18）所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- （19）前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

○ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

〔平成2年6月29日法律第71号〕

（市町村の連携協力体制）

第11条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

○ 春日部市社会教育委員条例〔平成17年10月1日条例第179号〕

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、春日部市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、任期中においても特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○ 春日部市社会教育委員会議規則
〔平成17年10月1日教育委員会規則第32号〕

(趣旨)

第1条 春日部市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 会議は、教育長が招集する。

(会議)

第3条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(付議事項)

第4条 会議に付議すべき事項は、あらかじめ委員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急施を要する事項が生じたときは、あらかじめ委員に通知することなく、これを会議に付議することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、委員長又は副委員長に欠員を生じたときに新たに指名された委員長又は副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見具申)

第6条 会議の結果、教育委員会に対して意見を述べる場合は、文書により行うものとする。

(小委員会)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、職務を行うために必要な研究調査及び付議事項の事前協議を行うものとする。

(庶務)

第8条 会議及び小委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議又は小委員会の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○ 春日部市社会教育委員会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市社会教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第32号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、春日部市社会教育委員会会議（以下「会議」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(委員長等の責務)

第3条 会議の委員長（以下「委員長」という。）は、副委員長と連携しながら、効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 会議の会議録の署名は、委員長が行うものとする。ただし、委員長が不在その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、副委員長又は事前に委員長から指名された委員が、署名を代行できるものとする。

3 委員は、積極的に審議に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(欠席等の届出)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は遅刻をするときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(議題の宣告)

第5条 会議に付する事案を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(事案の説明及び質疑)

第6条 会議に付する事案は、事務局職員の説明を聞き、委員の質疑があるときは質疑の後、会議に諮るものとする。

2 議長は、簡易若しくは異議がない事案と認めるときは、前項の規定にかかわらず、説明及び質疑を省略することができる。

(発言の許可等)

第7条 委員の発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(表決)

第8条 会議に付した事案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 表決の方法は、挙手等によるものとし、議長は表決の結果をただちに宣告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、事案について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。

(議事の継続)

第9条 延会、中止又は休憩のため事案の議事が中断された場合において、再びその事案が議題となったときは、前の議事を継続するものとする。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、教育委員会事務局社会教育部社会教育課とする。

(準用)

第11条 会議の公開及び傍聴並びに会議録の作成に係る事項については、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成30年3月30日制定）の例による。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(春日部市社会教育委員会会議運営要領の廃止)

2 春日部市社会教育委員会会議運営要領（平成26年6月25日施行）以下「旧要領」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の日前に、旧要領の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

○ 春日部市社会教育委員会議傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市社会教育委員会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、傍聴人受付簿（要綱様式第3号）に住所及び氏名を記載し、傍聴券（要綱様式第4号）の交付を受けなければならない。

なお、傍聴席に、児童又は乳幼児の同伴を希望する場合は、必ず、受付の際にその旨を申出るとともに、会議の議長（以下「議長」という。）の許可をあらかじめ受けなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻15分前から会議開始時間前までの間に行うものとする。

3 傍聴の申出をした者が前条に規定する定員を超えた場合は、先着順により決定するものとする。

4 会議開始後の傍聴希望者の取扱いについては、これを許可しないものとする。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ許可を受け、前条第1項の手続きを行わなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

3 写真撮影、録音をするときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議の運営に支障を来さないこと。

(2)フラッシュは使用しないこと。

(3)傍聴人を撮影する場合は、必ず傍聴人の許可を得ること。

(傍聴人・報道関係者の退場)

第5条 議長は、会議の進行上必要があると認めたときは、傍聴人及び報道関係者に対し傍聴の不許可又は退場を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要領及び要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成30年6月22日から施行する。

○ 春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う事業に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会教育関係団体」とは、春日部市全域又はそれに準ずる地域において活動目的及び活動内容を同じとする団体並びに当該団体で構成されている団体で、かつ、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1)社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育団体であること。
- (2)規約を備え、組織的かつ継続的に活動し、団体活動の本拠を市内とすること。
- (3)事業計画及び予算を立て、計画的に活動を行っていること。
- (4)定期的に会費を徴収する等自主的財源の確保に努めていること。
- (5)社会教育に関する事業を行い、その成果が期待できること。
- (6)政治活動、宗教活動及び営利を目的とする事業を行わないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1)図書、記録、視聴覚教育等の資料を収集し、作成し、又は提供する事業
- (2)社会教育の普及、向上又は奨励のための援助、助言等の事業
- (3)機関紙の発行又は資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- (4)社会教育関係団体間の連絡調整の事業
- (5)社会教育に関する研究調査の事業
- (6)社会教育の振興に寄与する公共的意義のある事業

2 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が適当でないと認めた経費については、補助金の交付の対象外とする。

- (1)会議費（弁当代及びお茶代を除く。）
- (2)補助費（社会教育関係団体を構成する各単位団体への補助を行うものをいう。）

(3)事務費（慶弔費を除く。）

(4)旅費（事業の実施又は研修への参加に伴う交通費に限る。）

(5)消耗品費（事業の実施に関する経費に限る。）

(6)活動費（事業の実施に関する経費に限る。）

(7)研修費（親睦又は慰労に関する経費及び成果報告のない研修費を除く。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条第2項本文に規定する経費の額以内の額とし、かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、毎年度5月末日までに、春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 補助金の交付決定の通知は、春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（状況報告）

第7条 補助事業者（規則第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、市長が指定する期日までに春日部市社会教育関係団体補助事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 補助金の額の確定の通知は、春日部市社会教育関係団体事業費補助金確定通知書（様式第4号）によるものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 補助金の交付の請求は、春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付請求書（様式第 5 号）によるものとする。

(書類の整備等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の廃止)

2 春日部市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 28 日制定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(要綱の見直し)

4 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和 13 年 3 月 31 日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和 7 年要綱 162 号〕

附 則（令和 7 年 12 月 25 日要綱第 162 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



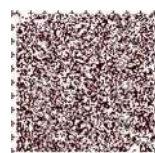
KASUKABE

つながる にぎわう すまいるシティ

第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画） 春日部

～人もまちも健康で幸せが実感できるまちづくり～

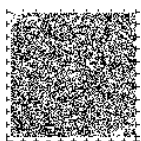
計画期間：第2次春日部市総合振興計画
基本構想（2018年度～2027年度）
後期基本計画（2023年度～2027年度）



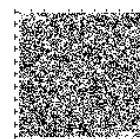
第3章 分野別計画

1. 施策の体系図

基本目標	政 策	施 策
基本目標 1 子どもが幸せに育ち、 生きる力を はぐくむまち [子育て・教育]	1-1 安心して子どもを産み、楽しく 子育てできるまちをつくる 1-2 知・徳・体のバランスがとれた 子どもを育てるまちをつくる 1-3 思いやりの心と夢をもった青少 年を育てるまちをつくる	1-1-1 安心して子育てできる切れ目のない支援 1-1-2 幼児教育・保育の充実 1-2-1 「生きる力」を育む学校づくりの推進 1-2-2 一人ひとりを大切に教育の推進 1-2-3 充実した学校環境づくりの推進 1-3-1 青少年の心豊かで健全な育みの推進 1-3-2 子どもの居場所づくりの充実
基本目標 2 いつまでも健康で いきいきと 暮らせるまち [福祉・保健・医療]	2-1 高齢者が安心していきいきと暮 らせるまちをつくる 2-2 障がい者（児）が自立して暮ら せるまちをつくる 2-3 共に支えあい自立して暮らせる まちをつくる 2-4 いつまでも健康に暮らせるまち をつくる	2-1-1 高齢者の生きがいづくりの推進 2-1-2 高齢者の生活支援 2-1-3 介護予防の推進と介護サービスの充実 2-2-1 障がい者（児）の生活支援の充実 2-2-2 障がい者（児）の社会参加の促進 2-3-1 地域で支える福祉の充実 2-3-2 生活保護と自立の支援 2-4-1 健康づくりと病気予防の充実 2-4-2 適正な健康保険事業の推進 2-4-3 地域医療提供体制の充実 2-4-4 市立医療センターの基幹機能の充実
基本目標 3 市民が主役となって 活躍し、生きがい を持てるまち [市民参加 ・文化・スポーツ]	3-1 市民と行政が協働し、コミュニ ティの輪が広がるまちをつくる 3-2 一人ひとりの個性と人権が尊重 されるまちをつくる 3-3 だれもが学べ、地域に生かせる まちをつくる 3-4 文化・芸術や郷土の歴史を大切 にするまちをつくる 3-5 スポーツ・レクリエーションを 楽しめるまちをつくる	3-1-1 市民参加と協働の推進 3-1-2 多文化共生と国際交流の推進 3-2-1 人権を尊重するまちづくりの推進 3-2-2 男女共同参画の推進 3-3-1 社会教育の充実 3-3-2 生涯学習の振興 3-4-1 文化・芸術の創造と振興 3-4-2 郷土の歴史と文化遺産の保存と活用 3-5-1 スポーツ・レクリエーション活動の推進



基本目標	政 策	施 策
基本目標 4 恵まれた自然の中で 安心安全に 暮らせるまち 〔環境・防災・生活〕	4-1 環境にやさしいまちをつくる	4-1-1 環境にやさしい持続可能な取組の推進 4-1-2 ごみ減量・リサイクルの推進
	4-2 地域と共に災害に強いまちをつくる	4-2-1 地域の強靱化と防災力の向上 4-2-2 消防・救急・救助体制の充実・強化
	4-3 犯罪や事故のない安全に暮らせるまちをつくる	4-3-1 犯罪抑止のまちづくりの推進 4-3-2 交通安全対策の推進 4-3-3 安全・安心で豊かな消費生活の推進
基本目標 5 地域の資源を活かした 魅力あふれるまち 〔観光・産業・経済〕	5-1 魅力を活かし、人が集まるまちをつくる	5-1-1 観光資源の魅力向上と来訪者の滞在環境の充実 5-1-2 身近で活気あふれる商業環境の充実
	5-2 新たな仕事を生み出し、働きやすいまちをつくる	5-2-1 企業誘致や創業支援の推進と就労支援の充実
	5-3 商工業がさかんなまちをつくる	5-3-1 活力ある商工業の基盤づくりへの支援
	5-4 安全で、おいしい農産物のあるまちをつくる	5-4-1 持続可能な農業の環境整備 5-4-2 魅力ある農産物の生産と消費拡大
基本目標 6 人々が集い、 にぎわいのある 快適なまち 〔都市基盤〕	6-1 鉄道駅を中心とした魅力あるまちをつくる	6-1-1 魅力とにぎわいのある中心市街地の創出 6-1-2 鉄道駅周辺の更新・再生
	6-2 地域の特色を生かした選ばれるまちをつくる	6-2-1 計画的な土地利用の推進 6-2-2 あらゆる世代が住みやすい活力あるまちの創出
	6-3 公共交通を便利に利用できるまちをつくる	6-3-1 公共交通ネットワークの形成
	6-4 活力ある都市基盤を将来につなげるまちをつくる	6-4-1 安全で利便性の高い道路網の整備 6-4-2 親しみのある公園の形成と緑化の推進 6-4-3 総合的な治水対策の推進
	6-5 安定した水供給と適切な水処理ができるまちをつくる	6-5-1 安全で安定した上下水道の充実
基本目標 7 市民の期待に応え、 信頼される行政を 推進するまち 〔行財政〕	7-1 戦略的な行政運営をすすめる	7-1-1 自治体DXに基づく戦略的・計画的な行政運営の推進 7-1-2 公有財産マネジメントの推進 7-1-3 自治体DXの推進と窓口サービスの向上 7-1-4 シティセールスの推進
	7-2 安定した財政運営をすすめる	7-2-1 安定した財政運営
	7-3 身近で信頼される市役所づくりをすすめる	7-3-1 市民ニーズの的確な把握と広報の充実 7-3-2 DX時代の職員の育成と効果的な組織運営



政策1-3 思いやりの心と夢をもった青少年を育てるまちをつくる

施策1-3-1 青少年の心豊かで健全な育みの推進

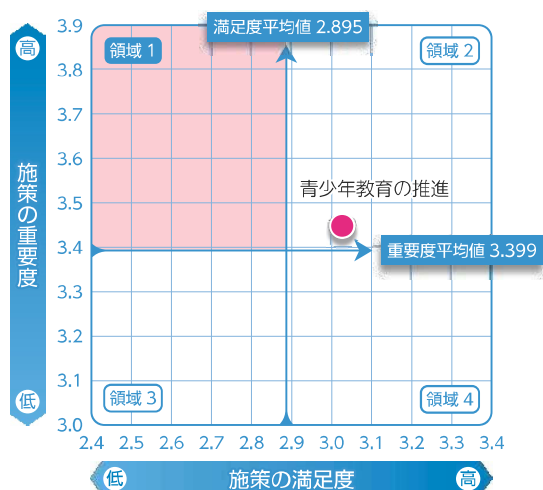
施策の目的

青少年が創造性豊かで、思いやりのある人間性・社会性を身につけ、自立すること。

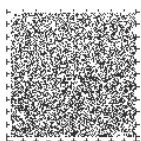
現状と課題

- ① 青少年期は、地域社会における交流や体験を重ねる中で、豊かな人間性や自主性、協調性などを培う重要な時期です。しかし、近年、核家族化の進行や地域社会のつながりが希薄化していることから、学校や家庭、地域住民等が連携し、地域全体で子どもを育む環境をつくるとともに子どもの郷土愛を醸成するため、市独自の魅力を活用した取組が必要です。
- ② 子どもの社会の中においても、社会情勢の変化によるインターネットやSNSに関するトラブル、誹謗中傷など心身ともに疲弊している子どもたちの増加が問題となっていることから、差別的扱いを受けることがないよう、社会全体への意識の啓発が必要です。また、こども基本法の制定を受け、子どもが関係するあらゆる施策の推進に関して、子どもの意見を聞く必要があることから、その体制づくりが求められています。
- ③ ヤングケアラーや貧困世帯の児童等への自立支援など、さまざまな困難を抱える子どものいる家庭や児童等に対する、支援・相談体制の充実が求められています。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



放課後子ども教室の様子





施策における取組

(1) 地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

- ◆放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施を促進するとともに、企業、大学等さまざまな団体や地域住民と連携し、多様な青少年体験活動の充実を図ります。
- ◆子どもの郷土愛を育むため、かすかべ郷土かるたを活用した郷土学習など、春日部市の自然や歴史、文化等への理解と関心を深める取組を推進するとともに、子どもが多様な交流活動や体験活動を行う青少年体験活動の充実を図ります。

(2) 健全育成の推進

- ◆インターネットやSNSに関連する犯罪やトラブル、誹謗中傷に巻き込まれないよう、適切な利用について保護者と青少年の理解を促し、社会全体での意識の啓発を図ります。
- ◆子どもの最善の利益を第一に考えるために、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を行えるよう、子どもから意見を聴くユース政策モニターやSNSを活用した意見聴取などの仕組みを創設します。

(3) 家庭に対する教育・養育支援と児童の自立支援

- ◆養育環境等に関する課題を抱える家庭の被虐待児や貧困状況にある児童・生徒、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもに対して、身近な手段による相談体制を整備し、家庭が抱える課題を軽減するため、関係機関と連携し支援につなげます。
- ◆貧困の連鎖を断ち切るために、社会的養護を受けている児童に対して、学習のサポートや社会参画への自立支援を促す制度を創設します。

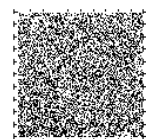
成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説明
放課後子ども教室の登録児童の割合	6.6%	25.0%	放課後子ども教室の登録児童の割合により、青少年の体験活動の充実を測る指標です。目標値は、全児童の4分の1程度の登録児童割合を維持することを目指し設定します。
児童育成支援拠点事業利用者の満足度	—	100%	課題を抱える児童・生徒への支援の充実を図る指標です。目標値は、児童育成支援拠点事業を利用する児童・生徒に対してアンケート調査を実施し、満足度を高めることを目指し設定します。

SDGs達成に向け市民・地域ができること

青少年の交流活動や体験活動などに参加・協力する。

関連計画

春日部市子ども・子育て支援事業計画、第2次春日部市生涯学習推進計画、春日部市子どもの貧困対策推進計画



政策3-2 一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちをつくる

施策3-2-1 人権を尊重するまちづくりの推進

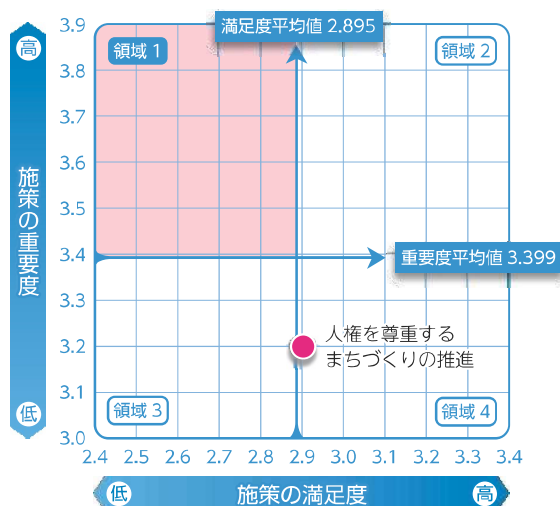
施策の目的

だれもが人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を持って行動できるようにすること。

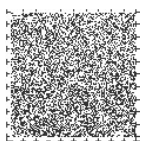
現状と課題

- ①少子高齢化や核家族化が進み、また、インターネットの利用が一般化した社会においては、人々とのつながりが希薄化しており、「お互いを理解し、尊重し合う心」がますます重要となっています。近年では、差別を助長するようなインターネット上の書き込みやヘイトスピーチなどの問題が生じており、これに関連して部落差別解消についての法律をはじめ人権に関する法律が複数施行されています。あらゆる機会を通じ人権尊重意識の高揚を図る必要があります。
- ②部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、LGBT等の性的少数者などに対するさまざまな人権問題が依然として存在しています。近年では、多様性の考え方のもと、さまざまな違いを認めてお互いに尊重し合う社会が求められています。このため、今後も、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場とあらゆる機会をとらえて、人権・同和教育を推進する必要があります。
- ③インターネット上の差別など新たな人権問題にも対応できるよう、関係機関および人権擁護委員、民生委員・児童委員などと連携しつつ、人権に関する相談体制の充実と制度などの周知に努め、活用を促すことが大切です。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



人権意識高揚を目的に開催したイベントの様子





施策における取組

(1) 人権尊重意識の高揚

- ◆部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、L G B T等の性的少数者などに対する差別のみならず、インターネット上の人権問題など、さまざまな問題があることを踏まえ、関係機関との連携のもと、あらゆる機会を通じ人権尊重意識の高揚を図ります。
- ◆多様な性のあり方に対する理解促進を図り、差別や偏見をなくし、性の多様性を尊重する社会を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度等の周知啓発に努めます。

(2) 人権・同和教育の推進

- ◆ダイバーシティ（多様性）の考え方のもと、さまざまな違いを認めてお互いに尊重し合う社会を目指し、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場とあらゆる機会をとらえ、人権・同和教育を推進します。
- ◆知識や経験を備えた指導者の養成に努めるとともに、各種研修の一層の充実に努めます。

(3) 人権相談・支援体制の充実

- ◆関係機関および人権擁護委員、民生委員・児童委員などと連携し、人権に関する相談体制の充実に図ります。また、制度や相談体制の周知に努めます。
- ◆インターネット上の部落差別に関する差別情報のほか、人権を侵害する悪質・差別的な書き込みを対象にモニタリングを実施します。また、このような書き込みがあった際は、すみやかに関係機関に対し削除要請します。

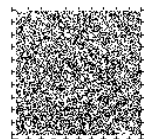
成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説 明
人権啓発事業に参加して、人権問題についての関心や理解が深まった市民の割合	91.1%	92.7%	アンケートより、人権問題の関心や理解度を測る指標です。目標値は、現状より 1.6 ポイント増加することを目指し設定します。
人権に関する相談窓口の開設数	14 回	14 回	相談窓口を開設することにより、相談者の悩み解決の機会を測るための指標です。目標値は、月 1 回以上、開設することを目指し設定します。

SDGs 達成に向け市民・地域ができること

一人ひとりが差別意識をなくし、より高い人権意識を持って行動する。

関連計画

春日部市人権施策推進指針



第1部

計画策定の背景

第2部

人口ビジョン

第3部

基本計画

基本構想

資料編

関連計画一覧

用語解説

政策 3-3 だれもが学べ、地域に生かせるまちをつくる

施策 3-3-1 社会教育の充実

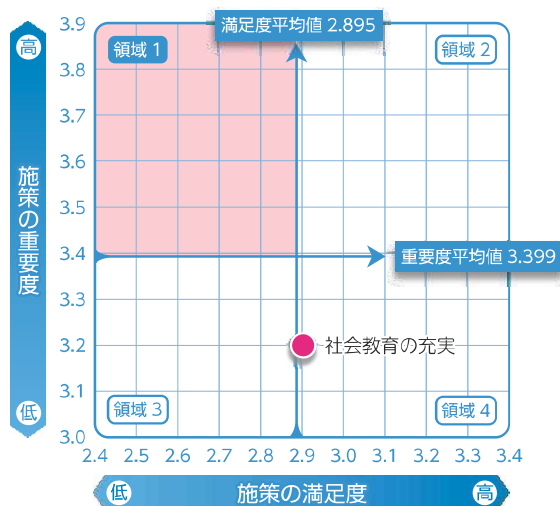
施策の目的

市民がさまざまな課題について学ぶことができ、社会教育関係団体が自立し、継続して活動することができること。

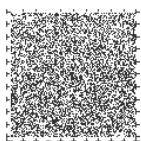
現状と課題

- ①人口減少や少子高齢化が進む中で心豊かで充実した人生を送るためには、日々学び、成長し、活躍の機会を得ることが大切です。だれもが興味・関心に応じて学習できるよう、学習機会やプログラムの充実が求められており、公民館など各施設における取組の充実を図る必要があります。
- ②社会教育活動の拠点となる公民館、視聴覚センター、図書館などにおいては、施設・設備の老朽化対策や、ＩＣＴの進展に応じた機器の整備、多様化・高度化する学習ニーズに応じた運営が求められています。
- ③社会教育関係団体では、会員数の減少や高齢化が進んでいます。このため、団体活動を支援するとともに、活動の担い手の育成・確保を促すことも大切です。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



「高齢者向けスマホ教室」で学習する様子





施策における取組

(1) 学習内容の充実と学習活動の支援

- ◆市民の多様化・高度化する学習ニーズに応え、学習プログラムの精選、充実に努めます。
- ◆公民館では、地域の特色を生かしながら、デジタルデバイドの解消その他、実際生活に即した教育など各種事業の展開を図るとともに、関係団体、クラブ・サークル、自治会などの交流・連携を支援し、地域づくり、地域コミュニティの活性化につながる学習活動・コミュニティ活動をサポートします。
- ◆視聴覚センターでは、学習情報サロンの運営により民間団体なども含めた講座・イベント情報を収集・提供するとともに、視聴覚教材の制作を支援します。
- ◆図書館では、市民の求める資料や情報を提供する体制を整え、必要な情報の収集や知識・スキルの習得をサポートします。

(2) 学習環境の充実と施設間のネットワーク強化

- ◆公民館では、施設・設備の計画的な整備を図り、学習環境の充実に努めます。
- ◆視聴覚センターでは、ICTの進展に応じた機器の整備や、視聴覚ライブラリーの充実に努めます。
- ◆図書館では、電子書籍を含めた蔵書の充実を図るとともに、県内図書館、市内学校図書館などとの連携・協力を推進します。
- ◆関連施設間のネットワークを強化し、学習情報の共有化や事業連携を進め、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えます。

(3) 社会教育関係団体の活動支援

- ◆社会教育関係団体やサークルなどの交流・連携・研修の機会を充実し、活動の担い手を支援します。

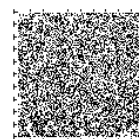
成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説明
社会教育事業への参加者数	341,401 人	457,510 人	社会教育事業への参加者数により、社会教育の充実を測る指標です。目標値は、現状値より年5%程度ずつ増加することを目指し設定します。
公民館その他の社会教育施設におけるDX・デジタル社会に関連した講座等への参加者数	457 人	810 人	公民館等において開催されるDX・デジタル社会に関連した講座等への参加者数を測る指標です。目標値は、現状値より年10%程度ずつ増加することを目指し設定します。

SDGs 達成に向け市民・地域ができること

興味や関心のある社会教育活動に参加する。

関連計画

第2次春日部市生涯学習推進計画、春日部市子ども読書活動推進計画



政策 3-3 だれもが学べ、地域に生かせるまちをつくる

施策 3-3-2 生涯学習の振興

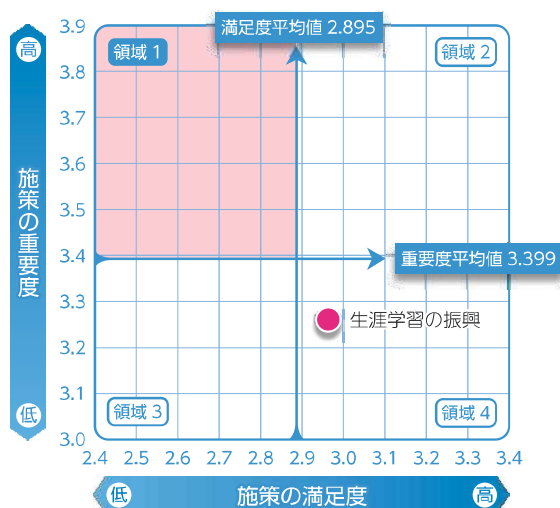
施策の目的

市民がいつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かすことができること。

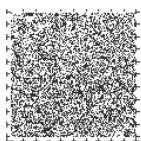
現状と課題

- ①「人生 100 年時代」と言われる長寿の時代を迎え、一人ひとりが生きがいに満ちた豊かな人生を送るためにも、生涯にわたり自由に学ぶことができ、その成果が生かされる生涯学習社会の実現が求められています。生涯学習社会の実現に向けては、行政の推進体制はもとより、市民主体による生涯学習活動の活性化が不可欠です。
- ②地球環境問題、エネルギー問題、災害への備えなどに関する意識が高まっており、これらに対応する学習機会やプログラムの充実が求められています。さらに、これからは、ICTの進展に対応した学習機会の充実も求められます。なお、本市では、「春日部市生涯学習パスポートはるがく帳」を発行し、継続的な学習を支援しています。今後も、生涯にわたり多様な学びが継続されるよう、支援することが大切です。
- ③「生涯学習人材情報登録制度」により人材情報を収集し、利用者の求めに応じて人材情報を提供します。学習した利用者などが、その成果を生かす機会の充実も大切です。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



生涯学習市民塾の様子





施策における取組

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ◆生涯学習の政策研究を継続的に実施するとともに、「春日部市生涯学習推進本部」により、本市における生涯学習の総合的な推進を図ります。
- ◆「生涯学習市民推進員」により、市民主体の生涯学習活動の促進を図ります。

(2) 生涯学習機会の充実

- ◆学習情報サロンにおいて、さまざまな講座やイベント情報を収集・提供します。
- ◆「かすかべ遊学フェスティバル」を開催し、市民に日頃の学習活動の成果を発表する機会を提供します。また、フェスティバルの一環として「遊学1日体験教室」を開催し、市民に多様な学習機会を提供します。
- ◆「春日部市生涯学習パスポートはるがく帳」を発行し、継続した学習を奨励します。また、はるがく帳を活用し、学習する意欲の一層の高揚を図ります。

(3) 学習成果を生かす機会の充実

- ◆「生涯学習人材情報登録制度」により人材情報を収集し、利用者の求めに応じて人材情報を提供し学習の支援をします。また、「生涯学習市民塾」における講師の活動を支援するとともに、市の出前講座に「市民講師編」を設けます。

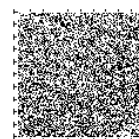
成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説明
生涯学習関連事業数	2,673 事業	2,750 事業	生涯学習関連事業数により、多彩な学習機会の充実を測る指標です。目標値は、現状値より3%程度増加することを目指し設定します。
かすかべし 出前講座実施件数	37 件	110 件	かすかべし出前講座の実施件数により、市民主体による生涯学習活動の活性度を測る指標です。目標値は、現状値より年20%程度ずつ増加することを目指し設定します。

SDGs 達成に向け市民・地域ができること

さまざまな生涯学習を「はるがく帳」などを活用して継続的に学ぶ。

関連計画

第2次春日部市生涯学習推進計画



第1部

計画策定の背景

第2部

人口ビジョン

第3部

基本計画

基本構想

資料編

関連計画一覧

用語解説

政策3-4 文化・芸術や郷土の歴史を大切にするまちをつくる

施策3-4-1 文化・芸術の創造と振興

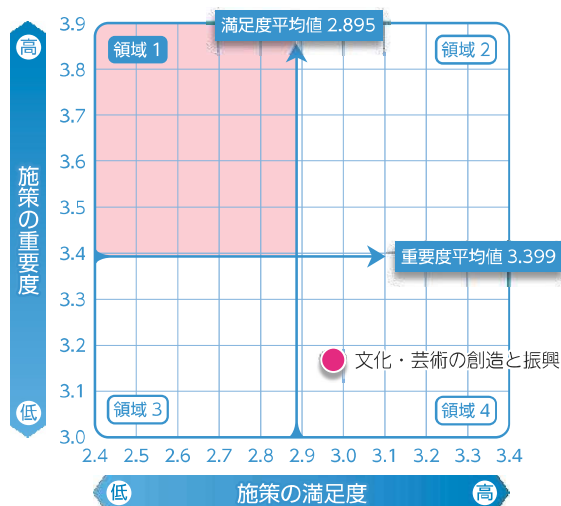
施策の目的

市民が身近に文化・芸術に触れることができ、文化・芸術団体が自主的・継続的に活動することができること。

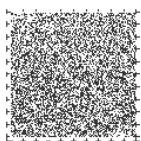
現状と課題

- ①人生観や価値観の多様化に伴い、心豊かでうまいのある生活を送るため、文化・芸術に親しむ機会の提供が求められています。また、仲間との交流や、日ごろの活動の成果を発表する場が求められています。本市では、市美術展覧会（市展）をはじめとした各種のイベントを通じて機会の提供に努めていますが、若い世代も含めた幅広い参加を促す必要もあります。
- ②団体活動の活性化を図るため、後援などによる事業支援や、活動やその成果などに関する情報発信、さらには、活動の担い手の育成・確保を支援していくことが重要です。
- ③市民文化会館は、施設・設備の老朽化に対応する改修など整備充実が必要です。また、文化・芸術活動の推進の拠点として利用者の満足度、利便性の向上も、あわせて図っていく必要があります。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



市民文化会館と彫刻「神話Ⅱ」





施策における取組

(1) 文化・芸術の魅力に触れる機会の充実

- ◆市美術展覧会（市展）をはじめとした各種のイベントを通じて、より一層市民が文化・芸術に直接参加・鑑賞・発表できる機会の充実に努めます。
- ◆市内に点在する彫刻を生かしたイベントの開催など、多様な主体との連携を図り、身近な場所で優れた文化・芸術に触れる機会の充実に努めます。
- ◆これまで育まれてきた文化や地域のつながりを大切にしながら、市の魅力をさらに発信する文化・芸術事業の充実に努めます。

(2) 文化・芸術団体への支援

- ◆団体活動による成果発表の機会の提供や、後援などによる事業支援を通じて、より一層文化・芸術団体の育成を図るとともに、文化・芸術活動の担い手の育成・確保の支援に努めます。
- ◆文化・芸術団体の活動やその成果などについて、公共施設や広報紙、市公式ホームページなどを通じて広く市民に情報を提供します。
- ◆文化・芸術活動の担い手の育成・確保を支援し、若い世代も含めた幅広い参加を促進します。

(3) 文化施設の整備充実

- ◆市民文化会館については、時代に即した市民の文化・芸術活動を推進するための拠点として、公共施設マネジメント基本計画に基づき施設の改修など整備充実を図ります。
- ◆市民文化会館の運営について、民間活力を活用するなどし、地域の文化振興や市民ニーズに即した魅力的な事業実施などを推進します。

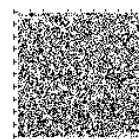
成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説明
市展への出品数	207 点	300 点	市展への出品数により、芸術の魅力に触れる機会の充実を測る指標です。目標値は、現状値より年 7 % 程度ずつ増加することを目指し設定します。
市民文化会館利用者満足度	77.1 %	90.0 %	市民文化会館利用者へのアンケートにより満足度を測る指標です。目標値は、現状値より年 2 ポイント程度ずつ増加することを目指し設定します。

SDGs 達成に向け市民・地域ができること

市美術展覧会や文化・芸術団体のイベント等に参加・協力する。

関連計画

第 2 次春日部市生涯学習推進計画



第 1 部

計画策定の背景

第 2 部

人口ビジョン

第 3 部

基本計画

基本構想

資料編

関連計画一覧

用語解説

政策3-4 文化・芸術や郷土の歴史を大切にすまちをつくる

施策3-4-2 郷土の歴史と文化遺産の保存と活用

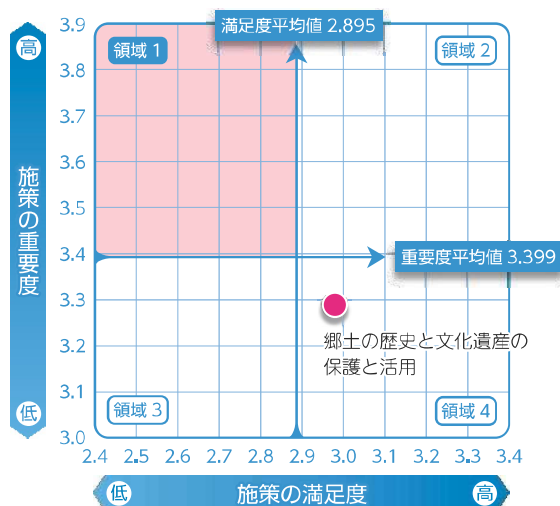
施策の目的

市民が春日部市の歴史や文化遺産に愛着や誇りを持つこと。

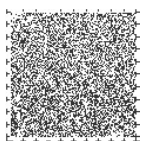
現状と課題

- ①本市には、国や県、市で指定された文化財のほか、多様な文化遺産がありますが、社会構造の変化により、それらを健全に保存することが難しい状況になっています。地域社会総がかりで文化遺産を保存・活用し、郷土に対する愛着や誇りを育むことが求められています。
- ②西親野井地区にある神明貝塚は日本史上欠かすことのできない重要な遺跡であり、2020年（令和2年）3月に国史跡に指定されました。管理団体である本市は、2021年（令和3年）11月に国から認定された史跡神明貝塚保存活用計画に基づき、国民共有の財産として市内外へその魅力を発信するとともに、公有地化などによる健全な保存を進める責務があります。
- ③市の発展とともに市の歴史が続くという基本理念のもと、市史刊行物の発刊をととした市の歴史や文化を継承していく必要があります。また、市史編さんの過程で収集した地域資料を一元的に整理・保存し、活用を図ることが急務です。
- ④郷土資料館については、博物館機能の充実を図り、文化遺産の調査・研究成果を市民に周知する必要があります。また、市民文化の向上と郷土愛の醸成のため、生涯学習や学校教育への支援充実とともに、観光やまちづくり、福祉など、多様なニーズへの対応が求められています。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



史跡神明貝塚（白い部分が貝塚の範囲）





施策における取組

(1) 文化遺産の保存と活用

- ◆市内に所在する文化遺産を総合的に保存・活用するための計画の策定を推進します。
- ◆文化遺産を調査し、重要なものについては文化財に指定し、保護措置を促進します。
- ◆市民が文化遺産を自らの宝や資源として認識し、共有するための普及啓発を推進します。
- ◆地域の核となる文化遺産を地域社会総がかりで継承する活動を支援します。
- ◆地中に眠る埋蔵文化財を調査し、市民にその価値を周知します。

(2) 史跡神明貝塚の保存と活用

- ◆神明貝塚を確実に保存し、未来の世代へ恒久的に伝えるための公有地化を行います。
- ◆神明貝塚を市民の愛着や誇りの源とするため、宝珠花大風揚げなど周辺の地域資源と連携した効果的な活用事業を行います。
- ◆神明貝塚に多くの市民が集い、にぎわい、活動する場を形成します。

(3) 市史編さんの継続と資料の保存と活用

- ◆市の歴史や文化を継承するため、継続性のある市史の編さんと刊行を推進します。
- ◆地域資料を収集、保存し、生涯学習やまちづくりなどへ寄与するための活用を進めます。

(4) 郷土資料館の充実

- ◆博物館の基本的機能である郷土資料の展示、教育普及、収集・保存、調査・研究の充実、ICTなどの活用を推進し、地域の歴史的魅力を生かしたまちづくりに貢献します。
- ◆常設展示の更新と充実、収集した資料の整理、公開、利用を促進し、市民の生涯学習や学校教育、観光、まちづくり、高齢者福祉との連携を推進します。

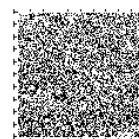
成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説明
文化遺産への理解・関心度	33.3%	53.3%	普及啓発事業のアンケートなどにより、文化遺産に対する理解・関心度を測る指標です。目標値は、現状値より 20 ポイント増加することを目指し設定します。
郷土資料館利用者数	6,845 人	13,500 人	来館者数と講座受講者数などを合わせた郷土資料館の利用者数により、地域の歴史に触れる機会を測る指標です。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の前期基本計画の水準を目指し設定します。

SDGs 達成に向け市民・地域ができること

伝統や文化を受け継ぎ、次世代へ継承する。

関連計画

史跡神明貝塚保存活用計画



第1部

計画策定の背景

第2部

人口ビジョン

第3部

基本計画

基本構想

資料編

関連計画一覧

用語解説

政策3-5 スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくる

施策3-5-1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

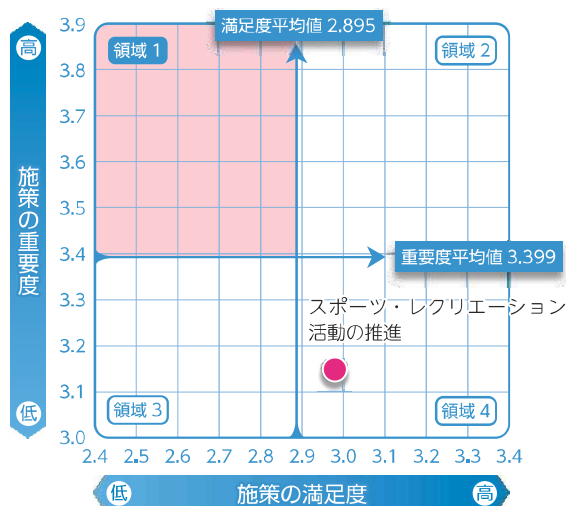
施策の目的

だれもが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供や活動を支援する体制づくりを推進すること。

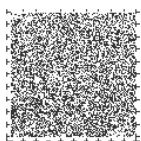
現状と課題

- ①東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催や、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」の実践などを契機として、だれもが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる環境整備が求められています。本市では、市民のだれもが、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「だれもが」、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツの実現に努めています。
- ②生涯スポーツの実現に向け、これからも各種スポーツ教室やイベントなどを創意工夫しながら開催するとともに、本市のスポーツ・レクリエーション活動の推進の中核を担う、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会などを引き続き支援し、自主活動の充実やパラスポーツも含めた指導者の育成を促す必要があります。
- ③身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を持続するためには、老朽化が進むスポーツ施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設利用の利便性向上と利用促進を図る必要があります。
- ④総合体育施設の整備にあたっては、市の財源の有効活用と質の高いサービスの提供の双方の観点から、最も効率的・効果的な事業手法を選択し、早期の供用開始を目指していく必要があります。

前期基本計画の施策の満足度と重要度



健康づくりのつどいの様子





施策における取組

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ◆「楽しむこと」、「健康維持と体力の向上」、「習慣化」とともに、「地域コミュニティの推進」を目的に、各種スポーツ教室やイベントを、感染症対策も含め創意工夫しながら開催します。
- ◆より多くの市民が、世代を超えて気軽に楽しめるニュースポーツや、障がいのある人にも親しめる生涯スポーツの普及と活性化を図ります。
- ◆スポーツ・レクリエーション団体の活動や総合型地域スポーツクラブの設立を支援するとともに、自主的な活動を促進し、生涯スポーツの普及と推進を図ります。

(2) 指導者の育成と資質の向上

- ◆スポーツ推進委員の増員と育成に努めます。また、スポーツ・レクリエーション団体において、パラスポーツも含めたスポーツ・レクリエーション活動を適切に指導できる指導者の育成を促します。

(3) スポーツ施設の維持管理と利用の促進

- ◆スポーツ・レクリエーション活動の場を確保するため、既存スポーツ施設の適切な維持管理に努めるとともに、利用状況や安全性・機能性などを見極め、中長期的な視点を持って公共施設全体のマネジメントを踏まえ推進します。
- ◆サッカーなどフィールドスポーツで多目的に利用できる芝のグラウンドの早期完成を目指します。
- ◆スポーツ施設の有効活用と質の高いサービス提供に向け、指定管理者と連携を密にしながら、より多くの市民が利用できるよう引き続き施設利用の促進を図ります。

(4) 総合体育施設の計画的な整備

- ◆「春日部市総合体育施設整備基本計画」に基づき、総合体育館を中心とした周辺施設整備を計画的に進めます。

成果指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)	説明
スポーツ教室やイベントの満足度	78.8%	88.8%	参加者アンケートより、スポーツ教室やイベントの満足度を測る指標です。目標値は、現状値より年2ポイントずつ増加することを目指し設定します。
市の有料スポーツ施設の満足度	93.4%	93.4%以上	利用者アンケートより、有料スポーツ施設の満足度を測る指標です。目標値は、現状値の満足度を上回ることを目指し設定します。

SDGs達成に向け市民・地域ができること

地域のさまざまなスポーツイベントに、選手・ボランティア・観客として積極的に参加する。

関連計画

春日部市体育施設整備基本計画、
春日部市スポーツ施設マネジメント計画、
春日部市総合体育施設整備基本計画

